

三木市指定給水装置工事事業者更新申請のご案内

三木市上下水道部水道業務課

受付時間 : 午前9時00分 ~ 午後4時30分
(土曜日・日曜日・祝日 年末年始を除く。)

受付場所 : 三木市上下水道部 水道業務課 経営管理係
住所 〒673-0433 兵庫県三木市福井字鷹尾 1950-1
三木市上下水道部庁舎
電話 (0794) 82-2010 (内線 4111・4112)

令和元年 10 月 1 日より水道法の一部を改正する法律が施行され、給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。

この改正法により、指定の有効期限が無期限から5年間となり、引き続き指定を受けようとする指定給水装置工事事業者様におかれましては、指定の有効期限内での更新手続きが必要となりました。

更新時期は、制度導入前に指定を受けた事業者様と制度導入後に指定を受けた事業者様によって、指定の有効期間が異なりますので、お手元の「指定給水装置工事事業者証」の有効期限をご確認のうえ、期間内での手続きをお願い致します。

【 更新申請時及び事業者証交付時の注意点 】

更新申請時は、窓口において書類審査と内容確認・納付書の交付・手数料の納付等がありますので、原則として、更新書類の郵送・インターネット・ファックスによる受付は行なっておりません。

何度もお足労いただくずに済むように、記載漏れや書類の不足、印鑑漏れ等の無いよう入念なご確認をお願い致します。

また、更新後に新しい事業者証を交付する際も、交付簿への署名・提出、必要に応じて技術職員による確認や依頼事項の伝達がありますので、事業者証の郵送も行なっておりません。(原則、窓口でのお受渡しとなります)

※ 甚大災害の被災・感染症の拡大等、止むを得ない場合を除きます。

※ 所在地の遠方を理由とした郵送の依頼やお問い合わせはお断り致します。

◎ 申 請 書 類

様 式 等 の 名 称			確 認 事 項
指定更新申請書類チェック表 （本表）			記入漏れがないか全項目を確認し、チェック欄にチェックがされているか。
指定様式	指定給水装置工事事業者指定申請書		申請者の「氏名又は名称」、「住所」、「代表者氏名」、「役員氏名」、「事業の範囲」が登記内容と合致しているか（法人のみ） ・「事業の範囲」の記載事項が多い場合は、水道の管工事は必ず記入してください。 ・個人の場合は、事業目的を明確に示すため「管工事業」、「上水道工事」など
			代表者印が押印されているか
			給水区域で給水装置工事の事業を行う「事業所の名称」、「事業所の所在地」が登記簿に記載されている場合は、登記内容と合致しているか。
			「主任技術者の氏名」、「主任技術者免状の交付番号」が免状（写し）と合致しているか
	誓約書		代表者印が押印されているか
	機械器具調書		切断用機械器具、加工用機械器具、接合用機械器具、水圧テストポンプについて、それぞれ1種類以上記入されているか
添付書類	法人	定款 （写し）	直近のもの 余白部分に 原本証明、代表者名、代表者印
		登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	直近のもの（※ コピー不可）
	個人	住民票の写し	直近のもの（※ コピー不可）
	機械器具の写真		機械器具調書に記入した器具が写っているもの （A4用紙1枚にまとめて印刷）
	三木市指定給水装置工事事業者証		三木市から交付された指定給水装置工事事業者証の原本
指定様式 添付書類	指定更新時確認事項及び添付書類		指定申請書と同じ印が押印されているか 記入事項に記入漏れはないか 添付書類に漏れはないか
手数料	指定更新手数料		指定更新手数料 10,000円 ・更新申請受付時に納付書を発行しますので、上下水道部庁舎内水道お客様センター窓口で納付してください。